

様式第1号（第5条関係）

高梁市定住促進住宅助成金（住宅取得助成事業）交付申請書

年 月 日

高 梁 市 長 様

〒

住所

氏名

電話番号

年度において、高梁市定住促進住宅助成金事業（住宅取得助成事業）を実施したいので、高梁市定住促進住宅助成金（住宅取得助成事業）交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 助成金申請額 円

2 事業種別

該当	事業区分	事業内容
	用地取得	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 【購入金額 円】
	住宅新築	施工業者 <input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 世帯区分 <input type="checkbox"/> 15歳以下の子ども 人 <input type="checkbox"/> 転入者 人
	住宅取得	購入金額 円 世帯区分 <input type="checkbox"/> 15歳以下の子ども 人 <input type="checkbox"/> 転入者 人
	居住誘導区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外

3 新築又は住宅取得の位置 高梁市

関係書類

（共通）

- 1 助成対象世帯確認書（別紙様式1）・誓約書（別紙様式2）
- 2 申請者の住民票謄本（続柄・本籍地記載のもの）
- 3 申請者の市税の完納証明書

（住宅新築の場合）

- 1 土地売買契約書の写し（用地取得を伴う場合）  
※既に取得済みの場合は領収書の写し・全部事項証明書（土地）も添付すること。
- 2 工事請負契約書の写し、住宅の平面図、着工前の状況写真
- 3 その他市長が必要とする書類

（住宅取得の場合）

- 1 売買契約書又は見積書の写し
- 2 住宅の全景写真
- 3 その他市長が必要とする書類

(別紙様式1)

### 助成対象世帯確認書

申請者世帯	氏名	続柄	生年月日	現住所	新住宅での同居者に○印
		本人			

注)「続柄」は、申請者からの関係を記載。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(申請者)

住所

氏名

(本人の自署による署名又は記名押印をしてください。)

(別紙様式2)

# 誓約書

年 月 日

高 梁 市 長 様

住 所

氏 名

(本人の自署による署名又は記名押印をしてください。)

私は、高梁市に定住する意志をもって、高梁市定住促進住宅助成金（住宅取得助成事業）を申請します。

なお、高梁市定住促進住宅助成金（住宅取得助成事業）交付要綱（以下「要綱」）第11条の規定に該当し、助成金の交付決定の取消しを受けた場合は、要綱に基づき所定の助成金返還義務を負うことに意義ありません。

## 【参考】

要綱第11条 抜粋

(助成金の取消し等)

第11条 市長は、助成金交付決定がなされた申請者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の取消し又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱により助成金の交付を受けた者及びその者の世帯員全員が、正当な理由なく助成金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき
- (2) 偽りの申請又は不正な方法によって助成金の決定又は交付を受けたとき
- (3) その他市長が助成金を交付することが不適當であると認めるとき

2 前項の規定により、助成金の交付決定を取消し、又は交付した助成金の返還を命ずる場合は、高梁市定住促進住宅助成金（住宅取得助成事業）返還（取消）決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2箇月以内に返還命令額を返還しなければならない。